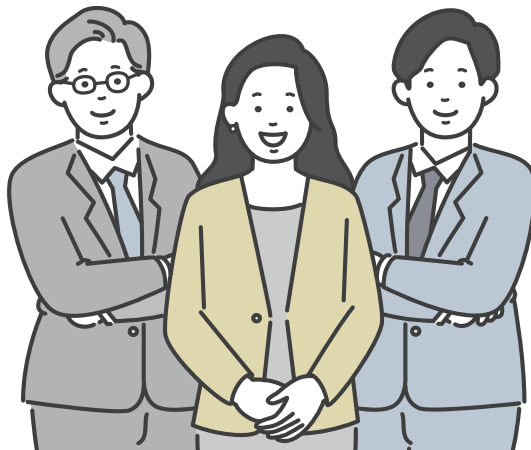


事業承継相談窓口 無料

とよた事業承継プラットフォーム

豊田市・豊田商工会議所・豊田信用金庫が連携し、事業承継に関するお悩みの解決をサポートします！

事業承継に向け
各機関が連携し
全面サポートします



事業承継対策は
早めの取組が
重要です！



ココが
POINT

何度でも無料で
ご相談いただくことができます。

ココが
POINT

豊田市、豊田商工会議所、豊田信用金庫が連携し、
各機関が持つ事業承継に関する
ノウハウや支援メニューを提供します。

ご利用の流れ

FLOW

01

相談申込票(チラシ裏面またはWEB申込みページ)にて
必要事項を記入の上FAX・WEBフォームより送付、
または三者のいずれかの機関に直接ご連絡ください。

FLOW

02

いただいた相談内容をもとに、
ご利用いただくことができる支援メニューを
ご案内します。

豊田市の支援メニュー

中小企業経営力高度化事業補助金 (事業承継・M&A事業)について



対象	市内に本社を置く中小企業者
補助限度額 及び補助率	上限額30万円、 補助率2分の1 ※通算1回のみ申請可
対象事業	事業承継計画作成、企業価値の算出 及び知的財産診断、自社を売却するための 専門事業者へのマッチング登録及び仲介委託

豊田市産業労働課
TEL:0565-34-6774

市内事業承継者資金繰り支援制度 (事業承継信用保証料補助)について



対象	対象融資資金(県経済環境適応資金 事業承継支援資金【事業承継】)を 借り入れた中小企業者
補助限度額 及び補助率	上限50万円、 補助率は一括納付した信用保証料の 4分の3以内

豊田商工会議所の支援メニュー

- 専門家の紹介

豊田商工会議所
TEL:0565-32-4593

豊田信用金庫の支援メニュー

- 事業承継の課題抽出
- 事業承継計画の策定
- 資金相談
- 専門家の紹介

豊田信用金庫 経営支援部
TEL:0565-36-1227

※とよた事業承継プラットフォーム(豊田市、豊田商工会議所、豊田信用金庫)で相談内容を情報共有します。※相談内容によっては外部の専門家にお繋ぎすることもあります。

ご相談窓口のお申し込みは裏面の相談申込票をご活用ください >>

相談申込票

とよた事業承継プラットフォーム
(豊田市・豊田商工会議所・豊田信用金庫)行



FAX番号 **0565-32-1000**

該当欄へ記入及びし点チェックをお願いします。

貴社名		業種・事業内容	
代表者名 (年齢:)		TEL	() -
		FAX	() -
所在地	〒 -		
財務状況	売上金: 借入金: 営業利益:	社長は 何代目か	
創業年	年	従業員数	人
御相談者名	氏名: 社長との関係:		
社長の 親族関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟 ▶▶ 社内()人 社外()人 <input type="checkbox"/> 子 ▶▶ 社内()人 社外()人		
後継者は 決めているか (複数回答)	決定済	<input type="checkbox"/> 親族である <input type="checkbox"/> 親族でない ▶▶ <input type="checkbox"/> 社内にいる <input type="checkbox"/> 社外にいる 後継者氏名: _____ 年齢: _____ 社長との関係: _____ 後継者の同意: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	未決定	<input type="checkbox"/> 時期尚早 <input type="checkbox"/> 後継者がいない <input type="checkbox"/> 後継者候補者が複数おり、決めかねている <input type="checkbox"/> 後継者を探している <input type="checkbox"/> 後継させるつもりがない <input type="checkbox"/> 他社への売却も考えている	

相談内容

個人情報の取り扱いに関する同意書		令和 年 月 日
住所 _____	氏名 _____	(自筆)
下記の通り私の個人情報を必要な範囲で利用することについて同意します。		
個人情報の取り扱いについて		
とよた事業承継プラットフォームは、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守します。		
(1) 記入いただいた個人情報は、とよた事業承継プラットフォーム(豊田市・豊田商工会議所・豊田信用金庫)に基づく連携支援以外に使用しないこと。		
(2) 本事業を遂行する上で知り得た公表されていない情報について、適切な事業の運営の確保やその他必要と認められる目的以外に利用しないこと。		
利用目的		
(1) とよた事業承継プラットフォームでの受付及び各種事業、制度の利用等に関するご提案		
(2) とよた事業承継プラットフォームの適正な運営		